

障障発 0226 第 1 号
令和 8 年 2 月 26 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」の作成並びに
指定共同生活援助事業所に係る新規指定及び運営状況の把握・指導の際の
留意事項について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の適切な事業運営を確保するため、指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）向けの標記ガイドラインを別紙のとおり作成しましたので、都道府県、指定都市及び中核市等（以下「指定権者」という。）におかれましては、指定共同生活援助事業者に対して本ガイドラインを周知するとともに、改めて法令を遵守するよう徹底をお願いいたします。

また、本ガイドラインの作成と合わせて、下記のとおり、共同生活援助の新規指定の際、又は、既存の指定共同生活援助事業所の運営状況の把握・指導等の際に活用いただくための留意点をまとめました。指定権者におかれては、下記留意点を踏まえ、必要な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（掲載先）

- ・ 共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

1 新規指定について

(1) 指定権者の役割

指定権者は、指定申請書類を受け付ける際に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）その他関係法令の規定をはじめ障害者支援や障害者福祉制度等の円滑な障害福祉サービスの運営に必要な知識や経験等を有しているか、利用者の暮らしの質を維持・向上させる支援内容となっているか等、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを総合的に審査し、法第 36 条の規定に基づき、事業者を指定することが求められる。

そのため、指定申請の審査をするに当たっては、(2) の観点を踏まえ、適切に指定を行っていただきたい。

また、指定共同生活援助の運営に当たっては、障害者支援や障害者福祉制度等といった障害福祉サービスの円滑な運営のための知識が必要不可欠である。それにもかかわらず、「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、共同生活援助の指定申請の意向がある者（以下「指定希望者」という。）に安易な事業所の開設を勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合には、（自立支援）協議会を活用する等により地域の関係機関同士で情報共有を行うとともに、別添の様式を参考に、厚生労働省及び他の指定権者に対し情報提供を行うことが望ましい。

なお、指定希望者に対して、面談や確認等を行う場合は、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを判断するため、指定希望者が委託等をしているコンサルティング会社や代理の者等ではなく、必ず法人の代表者や、事業所の管理者、サービス管理責任者（予定者）等に対して行うこと。なお、当該取扱いは、本留意点において共通の事項とする。

また、少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導等まで）は、やむを得ないと認められる場合を除き、指定に係る審査時に面談等を行った法人の代表者等が一貫した事業運営を行うことが望ましいため、指定希望者にその旨を予め伝えること。

(2) 新規指定に向けた取組例

新規指定に向けた取組として、事前説明・確認、事業計画書等審査、指定申請審査、現地審査といった手順が考えられるが、指定権者の運用の実態に合わせ、適切に審査を行っていただきたい。

ア 事前説明・確認

指定権者は、指定希望者に対し、指定申請書類を受理する前に、下記の説明

事項及び確認事項を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）等について十分に説明するとともに、「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を手交等した上で、関係者全員が目を通すように伝えること。また、事業開始の理由等について確認を行い、特に高収益や高利回りを謳ったフランチャイズの加盟募集やコンサルタントの提案等により、福祉の経験がない又は利益最優先で支援体制が整っていないとはっきりとわかるものについては、必要な助言を行うことが望ましい。

なお、事前説明については、面談だけでなく、説明会のような集合形式を活用する等、効率的な実施も考えられる。一方で、事前確認については、個別性が高いことから、面談による方法で行うことが望ましい。

<説明事項>

- ・ 法やその関連法令、指定基準等の遵守について
- ・ 個別支援計画の作成を含む利用者の支援方法について
- ・ 管内の優良事業所からの情報共有
- ・ 廃止及び休止の際の連絡調整その他便宜の提供の義務（法第 43 条第 4 項）について
- ・ 日中サービス支援型については、障害者の重度化・高齢化への対応を想定して創設された類型であり、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本としているものであること
- ・ その他の留意事項（虐待防止に対する対応、サービス提供の対価である報酬の性質、利用者の金銭管理や食材費等の実費徴収における適切な対応等）

<確認事項>

- ・ 事業開始の理由
- ・ 法人理念（障害者支援に対する理念や目的を含む）
- ・ 必要な知識を有しているか
- ・ 遵守すべき事項を理解しているか

イ 事業計画書等審査

指定希望者は、指定権者に対して、法第 79 条第 2 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 66 条第 2 項の規定に基づき、事業開始の届出を行い、事業計画書及び収支予算書（以下「事業計画書等」という。）を提出することとなっている。そのため、指定権者は、指定希望者が共同生活援助を適切に行うことが可

能かどうかを、まずは事業計画書等に基づき審査すること。

また、適切な支援及び事業運営を行う観点から、指定申請書類及び事業計画書等の内容については、事業所の管理者（予定者）が責任をもって作成又は把握することとし、指定申請書類及び事業計画書等の作成については、地域の特性や事業内容、生活支援の内容及び職員体制等に応じた事業内容が事業所単位で個別に記述されるべきものであるため、他事業者の指定申請書類及び事業計画書等の流用は原則認めないこと。また、申請書類に虚偽の内容を記載した場合には法第 36 条第 3 項に基づき、指定権者は指定をしないこと（事後に判明した場合には法第 50 条に基づき、指定の取消し等を行うこと）について、指定希望者に伝えること。

(ア) 事業計画書

指定共同生活援助の事業計画に加え、事業の目的及び事業所に求められる責務の理解、法人の理念、当該事業や地域を選択した理由、従業員の人員体制や研修の計画、利用定員の根拠、地域の関係機関（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会等）や医療機関との連携について記載させること。特に、指定特定相談支援事業所等の関係機関を通じて、開所する意向のある地域の支援ニーズや先行する指定共同生活援助の状況を把握したものになっているかを確認すること。

a. 開所予定地がある市区町村への説明

指定共同生活援助の事業運営においては、地域との連携が重要である。法第 88 条第 2 項において、市町村障害福祉計画において、各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みを定めることとされている。こうしたことを踏まえ、指定権者は、指定希望者に対して、開所予定地の市区町村に開所の意向と事業計画について事前に説明を行うよう案内すること。

市区町村は、指定希望者から説明を受ける場合、市町村障害福祉計画と照らし合わせるほか、必要に応じて協議会等の意見も聴取し、参考とすること。

指定希望者は、市区町村又は協議会等に対して事業開始に係る説明を行い、市区町村から開所予定地における共同生活援助のニーズ等について確認をすること。また、指定希望者は市区町村との協議の議事録等を作成・提出し、指摘を受けた事項について改善した上で、指定権者へ指定申請を行うこと。その際、指定権者は、必要に応じて、市区町村や指定希望者に確認を行い、議事録等の確認を求めること等により、市区町村からの指摘事項や改善の内容に齟齬がないようにすることが望ましい。

b. 地域のニーズ把握及び当該事業を選択した理由

開所予定地における指定共同生活援助のニーズ等に対して、指定希望者が提供する事業が当該ニーズ等を満たす手段としての有効性、適切性を有しているかを判断するため、下記の情報等を確認すること。

<確認事項>

- ・ 共同生活援助を選択した理由（介護サービス包括型、外部サービス利用型又は日中サービス支援型を選択した具体的理由）
- ・ 特に、日中サービス支援型を選択した場合、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の重度障害者の受け入れの方針が明確であるとともに、これらの障害特性に適切に対応できる支援体制が確保されているか
- ・ 指定希望者が、開所予定地の支援ニーズの詳細及び予定地周辺に設置されている指定共同生活援助事業所に関する情報を把握しているか

(イ) 既存事業所の実施状況の確認

指定希望者が、既に他の指定共同生活援助を運営している場合、下記の情報を確認した上で、指定基準違反等の事項がないか確認し、該当する事項があった場合は、指定基準違反等の状況を解消してから、改めて申請するよう促すこと。また、指定希望者が、過去に指定共同生活援助の運営に関わっていた場合についても、可能な限り、当時の実施状況を確認すること。

<主な確認事項>

- 既存事業所の所在地、種類
- 事業所に配置されている従業者の状況（代表者名、役員名、サービス管理責任者等の担当者名の確認）
- 指定基準違反等の状況
 - ・ 行政指導、行政処分歴の有無、内容及び改善状況
- 公益通報や虐待通報の有無

ウ 指定申請審査

指定申請書類の審査を行う際に、障害福祉サービス事業への用途変更が完了していること、物件の改修工事や消防署の指導による設備（スプリンクラー等）の設置が完了又は完了見込みであるか確認した上で指定予定年月日を決定すること。

また、指定申請時に予定されていた確認事項、見込み事項等について、確実に完了しているかを、各種証明書類にて確認すること。もし、期日までの完了

が確認できなければ、指定年月日を延長し、完了確認を行うこと。

エ 現地審査

指定申請書類に基づき、指定予定年月日までに利用者を適切に受け入れられる状態となっているか、以下の点について確認すること。申請事項についての事実確認の方法は、現地審査を実施することが望ましい。

- ・ 指定基準に基づき各指定権者の条例で定められている設備要件が守られているか
- ・ 物件の改修工事が完了しているか
- ・ 消防署の指導による設備の設置が完了しているか
- ・ サービス提供記録のひな型、職員の出退勤管理等、運営基準の整備状況等
- ・ 利用者の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関等について掲示しているか

オ 指定

指定を行う際、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝えること。特に指定を行った時点でまだ利用者の多くが決まっていない場合等には、利用者の障害支援区分等に応じた適切な職員配置が確保されているかを確認する観点から、指定後一定の期間を置いた後に、改めて運営状況の確認を行うことが望ましい。

2 既存事業所の運営状況の把握・指導について

(1) 指定権者の役割

指定権者は、法に基づき、事業所に対し定期的に運営指導を行い、事業所の運営やサービス提供の状況を把握し、指定基準、法令に係る違反及び会計上の不正等、不適切な運営実態等があれば、法第 48 条第 1 項に規定する報告や物件の提出命令、立入検査等に切り替え、より詳細な実態を把握し、適切に対応する必要がある。

その上で、指定基準に違反する場合には、法第 49 条による勧告・命令、法第 50 条による指定の取消等について検討すること。

また、指定申請時、正当な理由なく他事業所の指定申請書類及び事業計画書等の流用を行っていたり、申請書類に虚偽の内容を記載していた場合にも、同様に厳格に対応すること。

なお、必要に応じて、他の指定権者や支給決定権者である市区町村とも連携することが重要である。

(2) 運営状況の把握・指導の観点

運営指導は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成 26 年 1 月 23 日付け障発 0123 第 2 号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、おおむね 3 年に 1 回実施することとしている。ただし、適切に運営されているか確認する観点から、支援について外部より指摘が相次ぐ等、適切な運営ができていないと思われる場合には、運営指導の計画を繰り上げて実施すること。

また、指定更新の際、指定基準違反が疑われる場合には、更新の是非について十分検討すること。その際、必要に応じて、管理者やサービス管理責任者等からの聴取、現地での実地確認を行うほか、協議会その他指定権者が必要と認めた者の助言を求めること。

また、当該事業所等のホームページや障害福祉サービス等情報公表システム(以下「WAM ネット」という。)の活用も有効であり、社会福祉法人においては「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、NPO 法人においては NPO 法人ポータルサイト(内閣府ホームページ)にも事業所に関連する情報がある場合がある。

運営状況の把握を行う際には、下記の観点について確認すること。

ア 管理者業務

指定基準第 66 条に基づき、管理者は当該事業所の「職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと」、「事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと」とされているため、当該事業所に係る質問について、管理者が適切に回答できない、サービス提供の記録等からの勤務実態等が確認できない場合には、管理者業務を十分に果たしているとは言えないと考えられるため、是正するよう指導すること。

イ 人員配置

サービス管理責任者、生活支援員及び世話人等が適切に配置されているか十分に確認いただきたい。

例えば、名義貸しを行うサービス管理責任者を利用する、短期間のみサービス管理責任者を配置することを繰り返す、常勤要件がないことを理由にサービス管理責任者としての業務を行うために必要な時間が確保されていない等といった事例も見られる。こうしたサービス管理責任者等の不適切な配置は、事業所の支援の質の低下に繋がり、また、当初からサービス管理責任者としての機能・役割が果たされておらず、実質的に当該事業所にサービス管理責任者が配置されていないと考えられる。

そのため、少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで(例えば最初の運営指導等まで)は、やむを得ないと認められる場合を除き、同一のサービス管理責任者等が一貫して業務を行っているか、過度に当該事業所における勤務時間が短時間になっていないか等、人員配置状

況を確認することが望ましい。

また、職員の求人募集を頻繁に行っていたり、変更届により職員の頻繁な離職が生じていたりするなど職員が定着していない状況を把握した場合は、重点的に確認すること。

ウ 障害福祉サービス等情報公表制度等における対応状況

障害福祉サービス事業所は、法第 76 条の 3 に基づき、WAM ネットに運営状況等を公表することが義務づけられているため、未掲載の場合は指導すること。

エ 法令遵守責任者の確認

指定障害福祉サービス事業者等は、法第 42 条第 3 項の規定に基づき、障害者等の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。また、この義務の履行が確保されるよう、法第 51 条の 2 の規定により、業務管理体制を整備しなければならない。

業務管理体制を整備するに当たっては、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任することとされているところ、指定権者におかれては、法令遵守責任者がその役割を適切に果たしているかについて、業務管理体制の整備に関する事項の届出先である国や都道府県等とも協働し、定期的に確認することが望ましい。

以上

(別添)

「指定希望者に安易な事業所の開設を勧める等の不適切な行為を行っている者」がいることを把握した場合等の情報共有のための様式

情報共有日 年 月 日

情報共有者（都道府県・市町村名）

情報共有者の連絡先

番号	把握した日時	サービス類型	把握した内容
	(例) 2026年2月1日	(例) 共同生活援助	(例) ・指定希望者●社に確認したところ、コンサル会社やフランチャイズ元（社名がわかる場合には社名も）から、未経験者でも収益が上がる等の勧誘を受けていた ・コンサル会社▲が、指定希望者とともに審査に係る面談に同席したが、コンサル会社が発言することが多く、指定希望者はサービスの趣旨や内容を十分に理解していない様子だった ・コンサル会社▲が、指定希望者の代理として審査に係る面談対応をした
1			
2			
3			
4			
5			
6			

なお、些細と思われる情報や既知と思われる情報、直ちに不適切とは言い切れないが事業所運営にあたって懸念される状況等の情報であっても、積極的に情報提供いただきたい。